

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月31日
【会社名】	株式会社ジーエヌアイグループ
【英訳名】	GNI Group Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリング
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ及び取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリングは、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2019年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社の米国連結子会社であるGNI USA, Inc.（以下「USA社」）におきまして、監査法人の監査の過程で、税務上の繰越欠損金が過大に計上されていることが判明しました。当該繰越欠損金を修正した結果、当事業年度における課税所得が発生し、法人所得税費用が計上されたほか、税効果会計の適用により繰延税金費用及び繰延税金負債が計上されました。

当社は、米国連結子会社の法人税等にかかる会計処理を高度な専門知識が要求される分野であると考え、専門家の意見を参考にしながら会計処理を行ってまいりました。しかし、上記の誤りは、USA社の税務申告資料に関して当社の検証が不十分であったことから、適正な連結財務諸表を作成するために必要な情報の収集や会計処理の検討が不足していたことに起因しており、当社の決算・財務報告プロセスに関連する内部統制において、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、以下の再発防止策を講じて、上記開示すべき重要な不備を是正してまいります。

再発防止策

- ・ 米国税務・会計処理における専門知識を有した人員の強化
- ・ USA社からの適時な情報収集及び、入手した関連文書に基づく会計処理の検討を実施
- ・ 財務経理部門において、社内外の教育研修を通じた専門知識の習得及び向上

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、当該事項の判明が当連結会計年度の末日以降であったため、当連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。なお、上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、連結財務諸表に反映しております。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。